

東大阪市教育委員会後援等承認事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東大阪市教育委員会（以下「委員会」という。）が教育的事業を行うものに対し、後援及び賞状の交付（以下「後援等」という。）を行う場合の基準、事務の取扱いその他必要な事項を定め、もって事務の適正化に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 委員会が後援等を行うことができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 報道機関等の公共性のある法人
- (3) 学校教育団体、社会教育団体その他の公共的団体
- (4) 学術研究機関
- (5) 前各号に定めるもののほか委員会が適当と認めたもの

2 前項第3号から第5号までの規定に該当するものは、次の各号の要件を具備しなければならない。

- (1) 主催者の存在が明確であること。
- (2) 規約、会則等の定めがあり、団体意思が明確であること。
- (3) 事業遂行能力が十分あること。

(対象事業)

第3条 後援等の対象となる事業は、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 教育、学術、文化、スポーツ等の普及及び振興に寄与するものであること。
- (2) 原則として、東大阪市内で開催される事業であること。
- (3) 本市全域を対象とし、市民が自由に参加できるものであること。ただし、地域的な事業であっても、当該事業の効果が市民に波及すると認められるものについては、この限りでない。
- (4) 本市の教育行政の政治的中立又は宗教的中立を損なうものでないこと。
- (5) 営利を主たる目的とせず、かつ特定の団体等の宣伝に利用されるおそれがないこと。
- (6) 事業の実施又は運営において十分な安全配慮がなされていること。
- (7) 本市の教育行政の方針に添うものであること。
- (8) 暴力団員の不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益とならないこと。また、そのおそれがないこと。

(賞状等の交付点数)

第4条 原則として、委員会からの賞状等の交付は1点とする。ただし、2以上の部門に分かれる事業については、その内容に応じて認める。

(申請手続)

第5条 後援の申請を行おうとするものは、次の各号に掲げる書類を、原則として、事業実施日の1ヶ月前までに委員会に提出しなければならない。

- (1) 後援名義使用申請書(様式第1)
- (2) 事業等の目的及びその計画を明らかにする書類
- (3) 申請者の規約、役員名簿その他の申請者の存在を明らかにする書類
- (4) その他委員会が必要と認める書類

2 委員会から賞状を交付することを申請するものは、賞状交付申請書(様式第2)を前項第2号から第4号に定める書類と併せて委員会に提出しなければならない。

(承認書等の通知)

第6条 委員会は、後援等について承認を行う場合は、後援名義使用等承認通知書(様式第3)を、また、委員会からの賞状交付の承認のみを行うときは、教育委員会賞状等交付承認通知書(様式第8)を申請者に通知する。

- 2 委員会は、前項の規定により承認を行うときは、必要な条件を付することができる。
- 3 委員会は、後援等について承認を行わない場合は、不承認理由を明記した後援名義使用等不承認通知書(様式第4)により第5条に規定する申請を行ったものに通知する。

(事業計画の変更)

第7条 承認を受けたものは、当該事業について変更を行うときは、直ちに委員会にその旨を届け出なければならない(様式第6)。

(事業の報告)

第8条 後援等の承認を受けたものは、当該事業が完了したときは、事業終了報告書(様式第7)その他必要な書類を委員会に提出しなければならない。

- 2 委員会は、原則として、前項の規定にある事業終了報告書の提出がない場合、以後、当該申請者に対しては、後援等の承認を行わない。

(承認の取消)

第9条 委員会は、次の各号に掲げる事由があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により申請が行われたとき。

- (2) 後援の承認の対象となった事業が、事業計画に従い実施されていないとき。
- (3) 後援の承認の対象となった事業が、暴力団の利益となることが判明したとき。
- (4) その他委員会が不相当と認める事由があるとき。

(無断使用に対する警告)

第10条 委員会は、その承認なしに委員会の後援の名義を使用するものがあるときは、直ちに警告し、その使用を中止させなければならない。

(細目)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月29日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年12月17日から施行する。

2 この要綱による改正前の要綱の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をしたうえ、この要綱による改正後の要綱の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。